

1 所得限度額表

受給対象者本人の所得限度額	税法上の扶養人数				
	0人	1人	2人	3人	4人
所得限度額	1,695,000	2,075,000	2,455,000	2,835,000	3,215,000

- ・扶養者のうち、「老人」1人につき、100,000円加算
- ・扶養者のうち、「特定」1人につき、250,000円加算
- ・扶養者数が5人以上の場合、1人につき380,000円加算

受給対象者の配偶者および扶養義務者の所得限度額		税法上の扶養人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
うち老人扶養者数	0人	6,387,000	6,636,000	6,849,000	7,062,000	7,275,000
	1人		6,636,000	6,909,000	7,122,000	7,335,000
	2人			6,909,000	7,182,000	7,395,000
	3人				7,182,000	7,455,000
	4人					7,455,000

- ・扶養者数が5人以上の場合、1人につき213,000円加算
- ・扶養義務者とは、原則、受給対象者と同一世帯員のうち、所得が一番高い者のことをいいます。

☆所得額について

- ・給与所得者
給与所得控除後の金額－控除額（※下記を参照）
- ・事業所得者
必要経費控除後の金額－控除額（※下記を参照）

※控除額

1. 雑損控除相当額
2. 医療費控除相当額
3. 社会保険料控除相当額（配偶者及び扶養義務者の場合は、一律80,000円）
4. 小規模企業共済等掛金控除相当額
5. 配偶者特別控除相当額
6. 控除対象配偶者または扶養親族のうち障害者控除適用者1人につき270,000円
7. 控除対象配偶者または扶養親族のうち特別障害者控除適用者1人につき400,000円
8. 障害者控除270,000円
9. 特別障害者控除400,000円
10. 寡婦（夫）控除270,000円
11. 寡婦控除の特別控除350,000円
12. 勤労学生控除270,000円
13. 肉用牛の売却による農業所得に係る免除所得額

2 自己負担上限額

心身障害者医療費助成制度の対象になった場合には、受給資格者と同じ健康保険に加入している「世帯」並びに住民基本台帳上の「世帯」の所得に応じて、1ヶ月の自己負担上限月額が設けられます。

所得区分	県制度の外来	町制度の外来	県制度の 外来・入院合算	町制度の 外来・入院合算
一定以上所得者	44,400円	37,000円	80,100円+1%	66,700円
一般	12,000円	10,000円	44,400円	37,000円
低所得Ⅱ	2,000円	2,000円	12,000円	10,000円
低所得Ⅰ	1,000円	1,000円	6,000円	5,000円

- ・早島町では、自己負担月額の軽減措置を行っています。
- ・資格証には、県制度自己負担上限月額が印字されますが、1か月の一部負担金が自己負担上限月額を超えた場合には、後日差額分を払い戻します。

<参考>所得区分の決め方

一定以上所得者	課税所得額が145万円以上の方と同じ世帯
一般	世帯全員が課税所得額145万円未満
低所得Ⅱ	世帯全員が市町村民税所得割非課税
低所得Ⅰ	世帯全員が市町村民税所得割非課税で、世帯員の合計所得金額が0円

- ・所得区分は、毎年7月の更新時に前年の所得に応じて決まります。また、健康保険の変更や世帯構成の変更等によって年度途中で変更となる場合があります。